

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 令和2年8月25日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和2年8月25日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	中 村 美 穂	委 員	内 村 博 法
委 員	河 野 龍 二	委 員	竹 中 悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議事課長	青 田 浩 二
参 事	森 本 陽 子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
教 育 長	勝 本 真 二	総 務 部 長	中 嶋 敏 純
企画財政部長	森 川 寛 子	教 育 次 長	山 本 昭 彦
建設産業部長	日 名 子 達 也	住 民 福 祉 部 長	栗 山 浩 二
健康保険部長	志 田 純 子	会 計 管 理 者	田 中 一 之
水 道 局 長	辻 田 正 行	総 務 課 長	荒 木 秀 一

本日の委員会に付した案件

- (1) 令和2年第3回長与町議会定例会について
- (2) その他

開 会 9時30分

閉 会 15時06分

**○委員長（岩永政則委員）**

皆さんおはようございます。定足数に足しておりますので、ただいまから本日の議会運営委員会を開会をいたします。9月1日招集の第3回定例会の運営につきまして、会議次第によりまして会議を進めてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。初めに議長から御挨拶をお願いします。

山口議長。

**○議長（山口憲一郎議員）**

皆さんおはようございます。毎日暑い日が続いております。コロナ禍で夏祭り、イベント等が中止になって、ちょっと今年は寂しい夏じゃなかったのかと思っております。賑わいのあるように収束せればいいなと思っております。また、コロナ感染症につきましても全国的にもまだまだ多くの皆さんが感染をしております。昨日のニュースを見ておりましたら東京は徐々に100人を切ったっていうものの、まだ油断をされる状況ではありません。長崎県におきましても毎日毎日出ております。昨日は残念ながら長与町にも出ておりますけども、一人一人が危機感を持って毎日を過ごさんといかないのではないかなと、つくづく思っているところでございます。そしてまた併せましてこういう暑い中でございますけども、熱中症にもやっぱり十分、これもやはり罹りますと命に関わる問題でありますので、認識をして過ごさなければいけないんじゃないかと思っております。さて、こういう中で令和2年第3回長与町議会定例会が開催されますけども、こういうコロナ禍の中でいろんな日程を調整をしながら慎重審査を進めていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしまして、簡単でございますけども挨拶に代えさせていただきます。

**○委員長（岩永政則委員）**

ありがとうございました。続きまして、町長からの御挨拶をお願いいたします。

吉田町長。

**○町長（吉田慎一君）**

皆さんおはようございます。毎日大変暑い日が続きますけども、議員の皆さん方におかれましては、ご健勝のことと喜びを申し上げたいと思っております。先程議長の方から話がありましたけども、長与町でもクラスターが発生するという事で、皆さん本当に町民の中にも動揺が走ったわけでありまして。しかしながら、一応収束をいたしました。しかし、まだまだコロナウイルス感染者が一人一人と出ているような状況でございます。引き続き感染症対策につきましては、万全を期するとともに新しい生活様式の定着そして経済政策、あるいは各種支援にも積極的に町としても取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、議員皆さん方には、本当にくれぐれも御支援、ご協力をたまわりたいというふうに思っております。本日は大変お忙しい中に第3回の定例会に係ります議会運営委員会を開催をしていただいております。誠にありがとうございます。本日はどうぞこの議会運営委員会よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

ありがとうございました。それでは令和2年第3回長与町議会定例会についてを議題といたします。提出予定議案等につきまして、町長より概要の説明を求めます。

吉田町長。

**○町長（吉田慎一君）**

今回の定例会では各会計の令和元年度決算認定を含めまして報告が1件、そして議案21件を予定をしております。提案内容につきましては、所管の部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは最初に総務部関係につきまして。

中嶋総務部長。

**○総務部長（中嶋敏純君）**

おはようございます。それでは総務部所管につきまして御説明をいたします。議案が2件でございます。初めに議案第63号令和2年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）でございます。本議案は、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ143万1,000円を追加しまして、補正後の予算総額を876万7,000円とするものでございます。次に、議案第79号人権擁護委員の推薦についてでございます。本議案は、任期満了に伴います人権擁護委員につきまして、法務大臣に推薦するため人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは次に企画財政部関係につきまして。

森川企画財政部長。

**○企画財政部長（森川寛子君）**

それでは企画財政部所管の提出議案等について御説明を申し上げます。まず報告8、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてです。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告をするものです。次に、議案第59号長与町税条例の一部を改正する条例についてと、議案第60号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、これらは地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例改正の必要が生じたため所要の改正を行うものです。次に、議案第62号令和2年度長与町一般会計補正予算（第4号）です。これは既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億905万9,000円を追加し、補正後の予算総額を190億4,556万7,000円とするものです。企画財政部所管は、以上4件でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

続きまして、住民福祉部関係につきまして。

栗山住民福祉部長。

**○住民福祉部長（栗山浩二君）**

皆さんおはようございます。それでは住民福祉部所管分について提案議案について御説明をいたします。議案第61号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。概要といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。住民福祉部関係については以上でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

次に健康保険部関係につきまして。

志田健康保健部長。

**○健康保険部長（志田純子君）**

皆さんおはようございます。それでは健康保健部の議案概要につきまして御説明いたします。健康保険部では議案3件を上程する予定でございます。初めに議案第64号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,889万4,000円を追加し、補正後の予算総額を40億6,747万5,000円とするものでございます。次に、議案65号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ105万9,000円を追加し、補正後の予算総額を5億3,847万3,000円とするものでございます。次に、議案第66号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、規定の保険事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億7,886万円を追加し、補正後の予算総額を34億9,777万1,000円とするものでございます。また、既定の介護サービス事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ79万8,000円を追加し、補正後の予算総額を2,831万4,000円とするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

続きまして、建設産業部関係につきまして。

日名子建設産業部長。

**○建設産業部長（日名子達也君）**

おはようございます。建設産業部では議案1件でございます。議案第67号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億4,167万1,000円を追加し、補正後の総額を14億2,834万6,000円とするものでございます。また、町道ニュータウン中央線舗装補修工事につきまして、9月1日に入札会を予定しております。この入札が終わり契約の準備が整いましたら、今会期中に契約締結の議案を上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

ありがとうございました。次に教育委員会関係につきまして。

山本教育次長。

**○教育次長（山本昭彦君）**

皆さんおはようございます。教育委員会からは、議案第78号長与町教育委員会委員の任命についての議案が1件でございます。任期満了に伴います長与町教育委員会委員の任命につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。それから現在GIGAスクール対応の教育用端末の購入に当たりまして、一般競争入札を行う旨の公告をいたしております。8月31日に入札会を予定しております。この入札が終わりまして契約の準備が整いましたら、今会期中に財産の取得についての議案を上程させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

続きまして、水道局関係につきまして。

辻田水道局長。

**○水道局長（辻田正行君）**

皆さんおはようございます。水道局所管では4件の議案を上程する予定でございます。まず議案第68号令和2年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について新たに定めるものでございます。続きまして、議案第69号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）は、債務負担行為の補正といたしまして、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を追加するものでございます。続きまして、議案第76号令和元年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、決算額は、水道事業収益7億8,899万8,028円、水道事業費用6億9,574万3,752円、資本的収入2億3,475万396円、資本的支出4億8,843万3,294円となり、併せて決算に伴う剰余金の処分に関して議会の議決をお願いするものでございます。続きまして、議案第77号令和元年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について、決算額は下水道事業収益10億1,140万8,416円、下水道事業費用8億9,980万9,642円、資本的収入4億6,831万6,342円、資本的支出8億2,268万8,578円となり、併せて決算に伴う剰余金の処分に関して議会の議決をお願いするものでございます。

以上4件の議案につきましてよろしくお願ひいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

次に会計課関係につきまして。

田中会計管理者。

**○会計管理者（田中一之君）**

おはようございます。それでは会計課所管の議案につきまして御説明申し上げます。議案第70号から第75号までの6議案につきましては一般会計及び特別会計の決算で、

地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。それでは議案第70号令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額135億8,543万5,628円、歳出総額127億3,762万9,911円で、歳入歳出差引額は8億4,780万5,717円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は1億4,423万3,000円、実質収支額は7億357万2,717円でございます。このうち地方自治法第233条の2に規定をしております基金繰入額は4億円としております。次に、議案第71号令和元年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額915万5,294円、歳出総額772万2,642円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は143万2,652円でございます。議案第72号令和元年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額40億5,327万2,849円、歳出総額39億5,437万7,414円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は9,889万5,435円でございます。次に、議案第73号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額5億1,329万2,289円、歳出総額5億1,223万2,635円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は105万9,654円でございます。次に、議案第74号令和元年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、保険勘定では歳入総額29億1,581万359円、歳出総額27億4,078万347円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億7,503万12円でございます。介護サービス事業勘定では歳入総額3,222万2,516円、歳出総額3,142万3,117円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は79万9,399円となっております。最後に、議案第75号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額7億2,533万3,500,363円、歳出総額5億8,166万1,765円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億4,367万1,869円でございます。

以上6議案におきまして、各会計の決算の認定をお願いするものでございます。なお、議事進行を円滑にそして効率的に行うために、今定例会から決算認定に係る提案理由につきましても、款ごとに逐一金額を読み上げることはせず、歳入歳出の総額のみで御提案を申し上げ時間短縮を図りたいと考えてございます。御理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

以上で提出予定議案につきましては、終わります。次に、一般質問の通告並びに請願、陳情につきまして説明をさせます。

富永議会事務局長。

**○議会事務局長（富永正彦君）**

それでは御説明いたします。一般質問につきましては、通告者10名、質問件数22件となっております。通告者及び質問項目はお手元に配布のとおりでございます。請願

陳情につきましてはありません。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、委員会への付託先についてお諮りをいたします。総務文教常任委員会に付託するものは議案第59号、議案第60号、議案第62号、議案第63号、議案第70号、議案第71号。産業厚生常任委員会に付託するものは、議案第61号、議案第64号から議案第69号まで、議案第72号から議案第77号。本会議即決につきましては議案第78号、議案第79号。以上、委員会付託などにつきましては、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定とさせていただきます。続いて会期日程について説明をさせます。

富永議会事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

それでは会期につきまして御説明を申し上げます。会期につきましては、9月1日火曜日から9月15日火曜日までの15日間で、1日火曜日、議長報告、行政報告、報告事項、議案上程は提案理由説明まででございます。その後、午後から一般質問を入れ全員協議会を予定しております。2日水曜日、一般質問5名でございます。3日木曜日、一般質問午前中の2名、その後、議案質疑、審議、付託または即決を予定しております。4日金曜日、付託案件審査、5日土曜日、6日日曜日を休会といたしまして、7日月曜日から11日金曜日までを付託案件審査ということで予定をいたしております。12日土曜日、13日日曜日は休会でございます。そして明けまして14日月曜日、付託案件審査予備日と委員長報告取りまとめとさせていただきます。そして15日火曜日委員長報告と採決、以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

お諮りをいたします。会期日程案については、ただいま事務局長からの説明がありましたとおりに決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって第3回定例会の会期日程につきましては、以上のとおりに決定いたしました。その他の件につきまして何か皆さんからありませんか。

ないようでございます。したがって、以上をもちまして令和2年第3回長与町議会定例会についてを終了いたします。

執行部の皆さんがた御退席を願います。お疲れさまでした。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）



それでは休憩前に引き続き委員会を行います。通常ならば予算決算特別委員会の件に入るはずでありましたけれども、急遽先程からありますような検討が出てまいりまして、全協にも至急報告をし集約をしないといけないという問題がまず3点、これは議運でもずっと検討してきたことなんですね。1つは全協にも配っておりました長与町災害等対策会議要綱、これの意見を求めておりました。それが意見が出てきておるのでそれを今日確認ここでして、従来どおりでいいならいいということで決定いただければその旨また全協に報告せないかんということがあるものですから、この点が1つ。それからもう1つは議会運営に関する基準。これも同じように全協に配付して、意見を聞いていついつまでに意見をこれが出てきたのでその辺りのまた集約をし、1日のその議運に報告して最終的に決定をしていきたいというのが1つ、2つ目ですね。それから今議会にも関係ありますが、従来から行っておりましたように長与町会議規則の改正につきましても検討いただきました。これも全協に配布をして意見を聞いてきたわけですが、この点についても最終的に今日決定をして今議会の最終日かどうか協議いただきながら提案をしていくということになるものから、この3点につきまして最初に協議をさせていただきたいと思いますので、確認でございますからその辺りで一つよろしく願いしますが、事務局長から今日資料をお持ちをいただくようお願いしてたんですけどもお持ちでしょうか。併せて事務局長から説明申し上げますからよろしく願いします。

富永議会事務局長。

**○議会事務局長（富永正彦君）**

それでは前回の議運の終わりに皆さんに資料を持ってきてくださいということでお願いをしましたが、一応準備はしていますので、皆さんお持ちでよかったですか。3枚物で八木議員と安部議員と金子議員からの全協でお示ししたものです。

**○委員長（岩永政則委員）**

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

休憩前に引き続き委員会を行います。

事務局長から説明を申し上げます。

**○議会事務局長（富永正彦君）**

それでは全員協議会で御説明をして議員の皆さんからの意見ということで3つ来ております。上から申し上げますと、まず一番上が八木議員になってると思いますが、こちらの方は基準に対する意見ということで、会期71のこれは1つ目は、単純に漢数字を使うか、算用数字を使うかというところでございます。まずどういう意見かというところを説明をしてしまいます。その次でございますけども、6ページ下段の不在議員への通知をFAXにより行うFAXまた電子メールのように、前回連絡方法の云々が出てまいりましたが、希望する議員にはその方法により通知するとすべきではないかという意

見でございます。それとレターボックスに通知する不在議員についてという不在議員の違いが分からないので説明をくれということでございます。

そして安部議員にまいりますけども、安部議員は、表形式でいただいております。左側が現行の会議規則の第2条2項です。前回議運では、これは実際に休むことに対しては標準会議規則のとおりでも問題ないということで、標準会議規則に合わせるということを皆さんにお示しをしていたところですけども、逆に育児、介護を追加して変えたらどうかという御提案をいただいております。

そして、3つ目が金子議員でございますけども、金子議員は災害対策会議設置要綱につきまして、3点大津市議会を参考に項目を加えてはどうかという御意見でございます。まず1つずつ説明をさせていただきます。事務局の方で案を作らせていただいております。これでいいか、変えるかというところを議論していただければと思いますが、まず一番大きいのは会議規則については、今定例会で上程をするということで全協での説明をさせていただきますので、まず会議規則の方から話をさせていただきます。今お配りした資料で一番上から欠席の届け出のところでは先程の安部議員の案では、出産及び育児介護を追加して欠席届を出すことができるというふうなことに替えてはどうかということでございます。議運協議結果とさせていただきます。読みますけども、「全国町村議会議長会標準会議規則では、あらゆる欠席事由を事故として第1項の2で規定していた。」これ過去ですね。「いたが、議員本人の出産に限っては事故（外的要因）ではないとして第2項を追加して、期間を定めて欠席できるとしたもの」と、まずは全国標準会議規則の説明をしております。現行では、議員本人の出産に加え、配偶者の出産、これは（外的要因）としておりますけども、配偶者の出産まで欠席できているが、育児、介護を含め自身の出産以外についてはこれまでどおり第1項で対応できることから、標準会議規則に合わせるものとする結論づけをさせていただきます。一応こういう形で説明したらどうかという提案でございます。1つずついきましょうか。1つずつ、そしたらお願いを。提案どおりということですよ。議運の。

#### ○委員長（岩永政則委員）

今説明がございましたが、結論から言いますと、提案の「出産、介護」は入れなくして、議運で決めたとおりに行こうというのが事務局の案でございますという説明ですね。御意見どうぞ。

ちょっと暫時休憩しましょうか。

（暫時休憩）

#### ○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。今議題となっております会議規則の改正の2条につきましては、事務局から説明があったとおり、標準会議規則に合わせるという従来の議運の決定ですね、これに決定させていただきたいということで提案がっておりますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議なしと認めます。そのように決定をさせていただきました。

次は基準につきまして説明もう1回、お願いします。

富永議会事務局長。

**○議会事務局長（富永正彦君）**

それでは次の基準校正案についてでございます。こちらの方も議員の方から、まずは会規71について黄色でしておりますけども、漢数字を算用数字にすべきじゃないかという御意見でございます。これと同じような表記が黒丸の下にありますけども、70と92にも同じような表現が「2以上」とかいう表現がございまして、これを全部算用数字にすると変えた方がいいということでお示しをしております。これは簡単に言うともうどちらでもいい話ではあるんですが、もう見た目の印象だけになるかと思えます。今見ていただいている紙を裏を見ていただきますと、そこに算用数字と漢数字で書き並べております。どれがすっとくるかというそういうことしかないのかなということでございますので、ここはもう議運の皆さんでどれが見やすいとか、分かりやすいとか決めていただければもうそれに揃えて回答をしたいということ考えております。1点ずつお願いしたいと思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたので、御意見を伺いたいと思います。

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

一般的な例規集とかの中での示し方というのはどっちになってるんですか。もうそれに合わせるべきだと思うんですが。

**○委員長（岩永政則委員）**

ほかに御意見ございません。

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

私はどちらでも構いません。どちらでも意味は通じるわけでありますから。

**○委員長（岩永政則委員）**

ほかの方、何かありません。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

比較的見目で分かりやすいのは算用数字かなっていうふうに思うんですけど、先程言われた例規集だとかは漢数字の活用なんですか。申し合わせ事項ですから分かりやすい方が私は良いのかなと。条文が何なんの2のとか、何条何条の2のとかというふうになると、こういう説明の仕方は算用数字の方がいいのかなっていうふうに第一印象でそういうふうに思いましたですけど。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ございませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に続き委員会を行います。今、議題となっています基準につきましての表現は、算用数字でいくということに決定をさせていただきたいと思いますが異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。そのように決定をされました。

次に3番目は、基準のその他の事項についてのコメントがあるようですね。

事務局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

また1つずつお願いします。同じく基準のその他の事項の5でございます。こちらについては閉会中の会議の招集について、あらかじめ当該会議で日程等を決定したときは、郵送に替えて事務局設置のレターボックスに通知する。決定時不在議員への通知は FAX により行うということで御提案をしたものでございます。議員からの意見は FAX の方法に限定するんじゃないくて、以外の連絡方法を希望する議員にはその方法により通知するとすべきという意見。それとレターボックスに通知する議員と FAX で通知する不在議員の違いは分からないという御意見をいただいております。協議結果ということで書かせていただいているのは、本文の趣旨は、「閉会中の委員会等、事前に当該委員会において次回日程を決定したとき、その場にいる議員は承知しているため招集通知を郵送せずレターボックスに入れることで通知したとみなすもの。ただし日程決定時に欠席等により不在の議員は決定内容を知らないため、通知は前述どおりレターボックスに入れるけども、別に知らせる」という意味の条文と申しますか、文章となっているところは皆さん御理解いただけますか。要は例えば今日の議運で次回いつにしましょうかと、9月30日にしましょうと決めて、分かりましたで皆さんが居るときはもうそれで通知はレターボックスに、郵送せず郵送経費を使わずに済むということで、これまでもやらせていただいていた部分ではございます。欠席した人は9月30日にあることを知らないので、何らかの方法で連絡をすると。通常は電話がほとんどでございます。そのことを後段に書いております。元々は FAX により行うではなくて、委員長が連絡するとなっておったものでございます。基本的には先程御説明したように日程の連絡、それを伝えることがメインでありますので、電話が最も現実的ということで、もうそこに FAX とかいろいろ言わずに、不在議員にはその旨を連絡するという文言で整理をした方が分かりやすいんじゃないかと。ここを御意見のように、FAX 以外の連絡方法を希望する議員にはその方法により通知するとか長々書かなくても、本人に通知することが一番大事なことでございますので、決定時に不在の議員にはその旨連絡するというので、シンプルにまとめら

れるんじゃないかということで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたが、御意見を伺いたいと思います。御意見ありませんか。

事務局の提案通りでいいでしょうか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

八木議員が言ってるこの不在議員という意味がよく分からないって言ってるわけですよ。不在議員とは何を指すのか、例えば会議でそのときの会議の出席議員であって不在してる人という意味なのか。あるいは、その会議以外の全議員を指して言ってるのか、というのが彼はよく分からないって言ってるんじゃないですか。僕はそういうふうに理解しましたが、この意味を。だからちょっとその辺りがよく分からないというか。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

言われていることは分かります。そのことを踏まえて一番下の黄色のところについては、敢えて「決定事に」っていうのを入れて不在の議員ということで、説明というか、分かるように書いたつもりではございます。元々は「決定事不在議員への通知は FAX による。」ということにしておりましたが、前段で決定したときはということを行ったあとに、その決定時に不在の議員には、その旨通知するというにしておりますので、読んでこれで分からないかなあということを書いておりました。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

「決定時に当該会議に不在の議員にはその旨連絡する。」と。「当該会議に不在の議員にはその旨」、「当該会議」っていうのを入れたらより分かりやすくなるんじゃないかなっていう気がするんですけど。要するに会議の出席者以外にも連絡してくれっていう意味なのか、ちょっとよく分からないところあるんですけど。八木議員の意味が、じゃなくて会議に、例えば議会運営委員会のメンバーで不在の場合、そういう当該会議の不在にということ事務局が考えてるならば、そういうふうにはっきり言った方がいいのかなという気はしますけど。この当該会議以外の議員で不在の人がいるわけですよ、長与にね。ふと思ったんですけども、長与に不在というのは3日以上は届け出を出さないといかんわけね。3日以内は分からないわけですよ。だからどうやって把握するのかっていうこともあるわけですよ。だからこういう当該会議っていう狭い範囲のことを事務局が考えたのであればこの「当該会議に不在の議員」には、「当該会議に」というのを入れた方がより明確になるのではないかなっていう気がするんですけども。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

先程もちょっと例えで言いましたけども、例えばこの議運の場合に、今日内村委員が欠席をしておるといふときの内村委員のことを指すということになります。内村委員以外は次回開催日を知ってるけど、内村委員が知らないからそのことを連絡しないといけませんよという意味なんですね、本文の意味は。そこをちょっと決定時に不在の議員というところは、もうあくまでも当該会議の委員会なりに限定をされるということでございますけど、逆に言うと、もう欠席議員とかいう形の方が分かりやすいですか。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

欠席議員ってなると最初から会議に参加してないという形の扱いですよ。例えば最初参加してたと。午前中までは居たと、午後からはちょっと用事で居なくなったってなるとこれはもう不在議員になるのかなって思うんで、その扱いはちょっと微妙かなと、委員会の議事録では出席しているというふうな形は残るわけですから、欠席議員の扱いというのはちょっとその扱いが今度また変わってくるのかなと。欠席議員ってなると分かりやすいのは分かりやすいですよ。欠席議員というのは、あくまでも会議に参加してなかった人ということで限定されるんで。ただ不在と欠席って扱いが非常に難しいかなと今聞いててそう思ったんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

局長。暫時休憩しましょうか。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。その他の5につきましては、現在今提示があります事務局案、FAX 関係がなくなって決定時に不在の議員には、その旨連絡するという表現で変更をするということで決定していいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をされました。

それでは3番目に災害対策設置要綱等につきましてマニュアル関係。説明をさせたいと思います。

富永議会事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

最後になります。災害対策設置要綱に対する御意見でございます。こちらの方は皆さんお持ちの金子議員からのやつを見ていただきたいと思います。事務局の方では、これに対する案というのをちょっと作りきれませんでした。というのは、御覧のとおり3点ですね、対策会議からの参集指示に速やかに対応できるよう連絡態勢を常時確保して

おくことと、対策会議が設置された場合はその任務に優先的に当たるということと、災害が会議中に発生した場合の想定を加えてはどうかという御意見でございまして、この御意見に対してどう議運として回答するかと、対応するかというところについては事務局案はちょっと考えきれておりません。どうすべきかっていうところを決定していただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

何か御意見ございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

3つあるわけですけども、上から2番目はこれは当然のことですよ。連絡態勢を常時確保していくというのは、議員の連絡先とかというのは事務局で把握されてるんでしょから、これは当然そういうことをしとかないということになりますよねこの1番は。2番は、対策会議が設置された場合にはその任務に優先的に、これも当然ながらそういうことですよ。3番目が今まで検討してなかった事項だと思うんですよ。私達が北茨城に行ったときに、3月に災害が起こったわけですね。予算審議ももう質疑なし、行政からの説明だけで行ったというのが私聞いたことあるんですよ。だから場合によっては、そういう緊急的なことも考えないかと思うんですよ。この3番目はとても重要かもしれませんね。だからこれはちょっと議論を深くしていかないといかないなあという気がしますね。こここのところ今まで議論してなかったから。そのところは議論した方がいいんじゃないかなという気がしますけども。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

ただいま長与町議会災害対策会議設置要綱及び長与町災害時等行動マニュアルについての金子議員からの提案があつておることを議題として、今検討いただいておりますが、まとめとしては、この現在の災害対策の設置要綱につきましては、何ら訂正の要望もあつてないようでございますので、これを原案として再度提案をして、それで決定をさせていただくようなそういう手続きに入りたいということが1つ。それから御提案等のものについては、今後運用面を含めて災害対策本部等でも十分検討をいただくということの2点で集約をしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

そういうことで決定をさせていただきます。その旨、全協に報告をして先に進めていきたいというふうに思います。以上で提案をしております3点につきましては終わったわけでございます。ここで10分間休憩を取らせていただきたいと思います。11時1

5分まで休憩をいたします。

(休憩 11時04分～11時17分)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。基本構想調査特別委員会の設置等について、これはこの前から内村委員からも提案もあっておりました。今日前回のものを22年9月24日に設置をされて、12月に提案がなされたものが9月に設置をされて、前回はきたものを参考に配付をいたしておるところでございます。議長からも議運で検討をして欲しいという要請もございまして、今回急遽、議題に上げさせていただこうということでございます。概要について局長に説明をさせます。

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

今、お手元に頭が議案第65号となっているホチキス留めをお配りをしたと思います。こちらにつきましては記載のとおり、平成22年の10年前の基本構想を策定時の調査特別委員会設置の決議案のコピーでございます。御覧のとおり森山議員が提出者で、西岡議員、伊達議員、田嶋議員ということで連署されておりますが、調べましたところ、提出者の森山さんが議運委員長、それぞれ賛成者の三者は総務、産業、厚生各委員長、全部の委員長が、議運長が発議者で、賛成者が全部の常任委員会の委員長ということで連署で提出をされておるようでございます。あと後ろを見ていただければ書いてあるとおりでございますけども、一応こういう形で前回は上程をされて、9月議会の最終日に上程されて即決で設置をされているということでございます。あと参考情報ですけども、一応この間の予算決算の審査状況のときに、県下の状況を調べたときに一緒にこの特別委員会のこともちょっと調べておりましたので御報告だけいたしますが、特別委員会で審査をしてる所は、長崎県内では佐世保市のみということで、あとはもう全部総務委員会に付託をしてっていう所がほとんどでございました。以上で説明を終わります。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、何か御質問がございましたらお受けをしたいというふうに思います。何かありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

このとき議案第65号ということなってるんですよ。これは実際発議でやられたのか、発委でやられたのか、どうなんですか、ここは。発委でやってもこういう連名、私は見たことないんですが、ちょっとよく分からんもんですから、連名の形での提出になるのかどうかですね。それといつまでやられたのか。実際12月で提案がなされるものの審査を9月に作ったということなんでしょうけども、12月で審査を終わらして閉めたのかどうか、そこら辺も分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）



局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

発議者とか、議案番号のところでございますが、昔の事務局が多分作ったんだと思うんですけども、この当時はどうも議案番号を連番で転がしてきてるようでございます。あと提出者、賛成者のところにつきましても、平成22年ですから法的にはもう発委が可能な時期ではあるはずなんですけど、恐らく推測にしかありませんけども、この議案を作るときに前回を見て、議員の連名で出したんだらうと、一応メンバーが先程御説明したように森山さんが議運の委員長で、ほかの3人は各常任委員会の委員長の名前になっておりますので、恐らくそこで皆さんの意見は統一をして全体で出すというような形を取られたんだと思いますが、法的には発委も可能な時期ではあったと、見た目は発議です。それといつからやったのかっていうところでは、9月24日に設置決議を通しておりますので、この日に設置をされて12月議会で議案が出てきたのを付託をされて、その後閉会中の審査を多分やって3月議会で閉めてるというような経過でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いつまでやったのかという質問だったんですが、私もちょっと紐解いて綴りを見ましたら参考に申し上げます。9月の議会で議決をして、調査特別委員会のスケジュールとして10月13日に第1回のパブリックコメントの概要についての質疑をしておるんですね。それから11月に1回ないし2回ということで、第7次総合計画の総括と評価とか、そういうものをやって第8次の目的とか方向性、それから12月には提案がなされておりますので、それを特別委員会に付託してそれで審査に入ったということで、だから1月に1回ないし2回やろうということで、第8次総合計画基本構想関係、それから2月に特別委員会のまとめをして、3月の定例会で委員長報告で終結をしたと、そういう日程で進められたという経過でございます。ほかに御質問ございませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

3月まで継続審査で延ばして3月結審という、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

私から説明しましたので、ちょっと言いますと、9月に設置をして、そして提案がある前に2、3回程度会議をして、調査特別委員会ですから、そして12月で提案があったのを付託を受けて2、3回原案を見ながら、ずっと逐条的なものも含めて審査がなされたと、それで3月に結審のときに報告をしたということです。最終日にですね。まず議長からも基本構想に関する調査特別委員会の設置について御検討をよろしくいただきたいということの要請がっております。これは諮問事項ではないんですので、お分かりだと思いますけども、一応そういう要請がっておりますので、これを受けて今議題にしておりますので、設置することについての御意見はいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

設置することについては私は賛成なんです。以前より予算決算の審査と全く同じような考え方でいろんな所管のものが集まって構成された議案だということで理解をしておりますので、私はそういうものについては2つの常任委員会にまたがるという考え方で、この特別委員会を設置しての審査というのは妥当だと、正しいだと思っております。ただ先程佐世保市のみが特別委員会でやってるんだということを聞いてちょっとびっくりしたんですけども、総務委員会でやってるんだということで、本庁の中にも恐らくこれは企画の方から出されると思うんですよ、この議案が。ということは、所管については総務文教常任委員会になるわけですよ。予算決算の方も財政から出されたものだからという理由で予算決算で付託するのが正しいんじゃないかというような意見もあっておりましたので、そういうことを考えれば総務文教常任委員会に付託することの方が正しいのかなというのは考えも少しあるんですよ。だから自分の考えとしては、特別委員会が正しいのかなと思っておるんですけども、そこら辺はもう私の考えはそういうことで、特別委員会の設置については賛成でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ちょっと事実確認なんですけども、この10年前、基本構想とそれから前期計画も含めて審議したと思うんですよ。いわゆる第8次総合計画ですか。この2つをセットにして審議されたのか、そして先程佐世保市だけって言うことで言われとったんですけども、本来基本構想は昔は決議事項だったんですね。途中で法律の改正が変わって、決議事項でなくなったんです。長与町は特別に町から提案されて議決事件にしてもらえませんかというのがあって、議決事件にした経緯があるんです。だから佐世保だけしかやってないかもしれませんね。現在。議決事項じゃないから。だからそういう経緯があるから、町の意向としてはやはり議会と一緒に検討していこうということで、議決事件としていただけませんかという条例が提出されたんですよ。5年前ぐらいですか。それで可決して現在に至ってるわけね。議決事件でなければこれは別に、するか、しないかは、だいぶ状況が変わってるんですけど。ただ議決事件として扱われるから、やっぱりそれなりに検討していかんといかん。ただ先程佐世保だけというのはそういう理由があって、長与町は特別に議決事件としてくださいということがあってやってるわけですよ。だからそれが多分大きく佐世保だけかなと思うんですね。意見があれば。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

特別委員会は、町長諮問と議長諮問と2つあるんですよ。先程言われたように町の方から前は諮問されて特別委員会を設置の願いがあったということなんですよ。これはその前もそうだったんじゃないかなと僕は記憶してるんですね。だから議長諮問と町長諮問と2つあって、特別委員会のつくり方は2つあるんですね。だからそれを今度は議会の中で内村議員の提案であるから議会の諮問と、諮問の中で全体をつくって行くということだと僕はそういうふうに思ってる。反対、賛成のことを今委員長が言われたけど、やっぱり前の経緯とかそういうのを知りながらしとかんといかん。それと発委というのは、当時はあんまりなかったんですよ。昔は党派とかなんとかいろんな厳しい部分があって、義務教育の問題で結局革新系の方が、発議の分を出そうとしたり、いろんなそういうことがあったんですけども、今回の分はやはり全体に関わる分ですから、発委というのが一番正しいんじゃないかなと。だからここに載ってるように、森山さんが委員長で、全員が結局OKしたっていうことですよ。基本的には。だからそういう方向で今回は進んだ方がいいんじゃないかなと、私はそういうふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

先程の内村委員の基本構想と総合計画とセットものだったんですかという質問については、ここに持ってきておるんですが、基本構想部分は議決事項で、総合計画は議決外ですけども、同じようにでセットで審議をしてきたということで残っております。

富永議会事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

先程内村委員から議決事項云々という話が出ましたが、調べた限りではどこの市町村も基本構想並びに総合計画のところは議決事項にしておられます。した結果、総務委員会なりに付託をされて議決をされてるということで御理解をいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ということは、要するに議決案件としてほかの所もやってるけども、常任委員会に付託しているところということですね。分かりました

○委員長（岩永政則委員）

一応そういう経過があるようです。設置については皆さん方、御異議ございませんか。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

最終的に決定する前に、佐世保市のみが特別委員会でやってるところに非常に疑問を持っておりまして、ほかの多くが総務委員会に付託をしてるんだというようなことで、やっぱり総務の案件で総務委員会に付託をするんだということが正しいのであれば、その選択肢もあるのかなというふうに思っておるものですから、その見解は事務局はどうなんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

まず議決事項ですから全市町が議会に上程をされて可決されてきてるっていう状況を、現在の総合計画を作るときにそうだったということで確認をしています。その中で先程佐世保市が特別委員会を作られているという話をしました。それ以外については、長崎、雲仙、大村、平戸、諫早、島原、南島原、壱岐、対馬、それと西海市については総務委員会に付託をされて、諫早市が総務委員会に付託をして連合審査をやってます。あとは総務委員会の付託になっています。それ以外については全協説明が多分されてると思いますが、上程、定例会の中で即決をされてるような状況でございました。ですから付託せずに即決をしている所が、新上五島、佐々、東彼、時津もですけども、そういう形で本会議即決、付託せずにされてる所もございます。ですからこれは何が正しいとかいう考え方じゃなくて、その議会がどう扱うかというだけの話ですから、長与が特別委員会でやろうということであれば特別委員会作ればいいし、何もなければ委員会条例どおりでいけば多分総務になるんだろうと。付託するとすればですね。もう1つの方法は付託も何もせずに即決で終わる。その3パターンかなということで考えております。これはもう何が正しいという話にはならないと。その議会、議会がどうすべきというふうに決めるか、決めないかという話だと思います。

○委員長（岩永政則委員）

一応そういう県内の動向もあるようですね。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私はたまたまこの基本構想の一般質問をしていたら、これは急がないかなっていうのに気付いて、全協でああいう提案を行ったわけですけども、いずれにしろ12月に議案が提案されますんで、特別委員会は設置にしろ9月で議会の議決を得ないといかんわけですね、特別委員会で従来どおりやるとすればね。だから急がないかということでも提案したわけですね。だからそれを設置するかどうかっていうのは、皆さんの意見も聞いて私は判断したいと思ってるんですけど、私の経緯としてはそういうことです。気付いたわけですが、要は。特別委員会でやってるから、もし従来どおりでやれば9月の議会で議決を得ないといかんだらうと思う。付託案件が特別委員会であれば9月の議会で議決をしないといかんわけですね。12月で提案されるわけだから。いずれにしろ。そういうことで申し上げたわけですけども、今いろいろ調査してみたら3つぐらいパターンがあるんですね。要するに即決、本会議即決、これは時津はそうしてるわけですね。ただその前に全員協議会とかいろんなあれで説明を受けてるんじゃないかなっていう気はするんですね。いきなり議決っていうのはなかなか難しいですよ。あとは既存の常任委員会にかける。特別委員会にかける。特別委員会は、もしやるとすれば私は発委で

いいと思うんですね。形式としては特別委員会ですらば発委、そういうふうを考えてるんですけど、どれがいいのか、これからちょっと議論すればいいんじゃないですか。

#### ○委員長（岩永政則委員）

ちょっと確認なんですけど、今どちらがいいでしょうという前にいろいろ情報を説明申し上げておるんですね。したがって今聞いておるのは特別委員会の設置について、もうちょっと検討と言われれば検討でいいんでしょうけども、もし特別委員会は設置がいいんじゃないのということであるのか、ないのか、その辺りを出していただいて、それでは次にはいつ設置をするのかと、次でお聞きをしようという準備をしておるんですけど、その辺りをお互い出していただいて、もし次の9月にしようやと思うしなれば、もう今日決めなければ最終本会議でも例えば提案しましょうねと、もしなれば早く決めないかんから急遽今日議題に上げたわけなんですね。内村委員からの提案もあって議長の検討の要請もあっておるといことも先程も何回も言っておりますから、もし9月にということになれば、もう今日決定をしとかんと9月1日の全協にも報告がされないわけなんですね。そういうせば詰まった状況もあるもんですから、今日急遽、議題に上げたところですよ。そういうことで意思表示をお互いにしていただければと思います。

浦川委員。

#### ○委員（浦川圭一委員）

先程、事務局の説明で正しいものはないんだというようなことと言われたんですが、委員会条例があるわけですから、私はこの委員会条例の中に総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会と、あと所管が2つにまたがる場合は、特別委員会を設置して審査するというのが、これは議員必携に明確に書いてあるわけですよ。だから私はそのところをとって、2つ以上の常任委員会にまたがるんじゃないかなというところで、特別委員会に設置については賛成ということをお願いしておるんですよ。だからこれはいやいやそうじゃなくて、あくまでもこれは総務文教常任委員会の所管なんだということであれば、そちらで決めるべきだと思っておるんですよ。だからどっちかが正しいと思うんですよ、私は。だから正しい答えはないというのは、どうなんですか。そうせんと私は正しい方に合わせてやっていいと思っておるんですよ。基本構想という中には、いろんな福祉部門、建設部門とか総務部門とか全部入ったそういう構想が全部合わさって一つの計画として作られるわけですから、当然この基本構想に、提出した企画だけが来て説明をすませるんだというのであれば、まだ総務かなという感じもするんですけど、いろんな所管が来てその説明とか、そういうものに当たるといことであればやっぱりいろんな所管が混ざるといこと、特別委員会を設置して審査をするべきだといこと思っておるんですけど、そういうこと思っております。

#### ○委員長（岩永政則委員）

他の方の意思表示をお願いします。

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

私も全協のときに一部触れましたけれども範囲が広くて今回の場合は、まちづくりっというやっぱり基本的な事項ですから、やっぱり全員が参画してそれぞれ意見を述べ合って決定していくという過程が望ましいのではないかと。そしてその中で議会としての対応、行政に対する要望とか、そういうのもやっぱり特別委員会で言うべきでしょう。そして12月に出てくる議案に反映させていくと。そこまで行けば、かなり私は特別委員会としての役目ができるんじゃないかなというふうには考えております。現実的にこれを常任委員会でやろうとしてもなかなか難しい。ただほかの産業厚生の方もやっぱり審議に加わって全体を把握したいという希望が強いでしょうから。やっぱり同じ議員として、全員が参画してまちづくりに向けて協議していくというのが本来の姿じゃないかなと。このまちづくりの基本構想について言えば、そう思っています。

**○委員長（岩永政則委員）**

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

私も特別委員会設置をすべきだというふうに思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

ほかの方、どうでしょうか。

中村委員。

**○委員（中村美穂委員）**

長与町の基本構想に関するということですが、私が議員になって携わった特別委員会でいけば、まち・ひと・しごとの計画のときも特別委員会があったかと思うんですね。あのときには計画があつていろんなことをお示しいただいて、例えば12月に上程されて総務委員会に付託されるということになれば、その短い期間の中でということになりましようから、そういった意味でも町の大きな計画であるのであれば特別委員会を設置して、それに基づいて全員で関わっていくという方がいいのではないかと思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

竹中委員。

**○委員（竹中悟委員）**

私はさっきも申しあげたように、全体の所管がほとんど全部関わる問題ですから、やはりその一委員会でやる。前ちょっと浦川委員から意見が出たような、だいぶん前に出たような記憶があります。それで取り合いがあつたのも少しあつたみたいな感じがします。それでもこの基本構想につきましては、所管全体に携わるという部分で特別委員会を作って、さっき言ったように今まで町長諮問でやったような形なんですけど、特別委員会を作って皆さんで審議をしていくというのが正しいと私はそう思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

今のところ全員が特別委員会設置についてはもう一致のようでございますので、一応

設置するという点については、異議はありませんね。

（「異議なし」の声あり）

それでは設置することに決定をさせていただきました。

そこで、次に設置するならば、今度は設置の時期についての意見を聞かしていただきたいと思うんです。というのは、9月でいいのか、12月でもいいのか、もう2つしかないだろうと、設置するならということだと思うんですね。この件についてちょっと各自御意見いただければ、ありがたいと思いますけども。

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

先程3月で結審をするんだってということをちょっとお聞きをしたものですから、ちょっと考えが12月で提案されるものの審査。これがまず一つ心配なのが事前審査に当たらないかということをし少し心配をしております。それと9月で作って12月で結審するのかなと思っと思ったものですから、そうであれば前もってということかなという思いもあったんですけども、3月まで審査を延ばすということであれば12月議案が提出されたあとに審査に入って、継続して審査を行っていくという形でもいいのかなと今思いましたので、12月から3月までの方がよろしいんじゃないかなと思っております。

**○委員長（岩永政則委員）**

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

具体的にどう進めていくかは特別委員会でしていけばいいと思うんですけども、ただ12月に議案が提出されるわけですね。そうすると付託先がもうそのときに決まっていまいかなわけですよ。そうすると9月から11月頃に臨時会があればそこで決議もできるんでしょうけども、ないということであれば予め9月の議会で設置の決議を受けとかなといかんわけですよ。そうしないと12月で議案を提出されるわけですから、付託先をその前にどこどこにするって決めておかないと現実的には無理だろうと。だから9月にしないといかないと、先程その事前協議に当たるのかってということなんですけども、私は当たらないと思うんですね。なぜかというとな議案はまだ提出されてないんですよ。10月頃してるということは、議案が提出されて、そのあといろいろやるのは事前協議に当たるんですけども、まだ議案は全然出されてないわけだから。だから10月13日に第1回目をしてるんですよ。2回ほど付託前にしてるわけですから、当たらないと思うんですよ。議案が提出したあとは、そういうこともあるかもしれませんが、そういうふうに思っております。

**○委員長（岩永政則委員）**

ほかの方。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

佐世保市の特別委員会の会期の状況なんかが分かれば参考までに。あとほか総務委員会に付託されてるのがいつの時期、それぞれ時期がばらばらなのか、ちょっとそこら辺が分かれば少し教えていただきたいのと、先程内村委員が言われた9月中に発委で決定しとかなないと間に合わないというのはそれはないと思うんですよ。12月の初日に特別委員会の設置をしてしまえば、議案提案はあったにしろ付託はその後の議長の采配の中で付託していくわけですから、あまり日程上のところは、問題ないかなというふうに思いますね。前回9月で特別委員会をつくった経緯というのは、恐らく先程ちょっと委員長の方から説明があった前の基本構想だとか、総合計画の総括だとかっていうのを確認する上で調査をされてきたというふうに、その事前を踏まえて今度提案されるのをどうかっていうような部分もあったんで、9月に特別委員会を設置したのかなと。そういう進め方をするのであれば9月でも必要かなというふうに私は思います。ですから、その辺の進め方は先程言われた特別委員会の中で確認していくんでしょうけども、何も無いところからいきなり議案を提案されてこれをというふうになるとちょっと時間が掛かるのかなと。前回の総合計画なり基本構想なりを一定把握して、次に挑むっていうのが私もベストかなというふうに一応考えます。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

さっき河野委員が言ったように、12月1日に決議するっていう方法もあるんですよ。しかしながら今日みたいにその前に議会運営委員会開かれて、こういう町も呼んで付託先を報告するわけですね。今日も付託先の説明をしましたよね。だからそれに間に合わせるためには9月に決議しとかなないと、付託先が決まってないという状況になるから、だから9月にすべきだっていうことです。これはお分かりかと思うんですけど、委員長もね。今日みたいに9月議会でしょう。今日8月だから12月議会も11月にこういうのが開かれるわけですよ。そのときに付託先が決まってないと、この議案はどこが付託するんですかっていうことになるわけだから、やっぱり決めとかなないといけないと思うんですね。だから申し上げてるんですよ。そこのところは河野委員理解してますもんね。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの意見。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私もこの特別委員会の話が出るということでいろいろ調べておったんですけども、実際に12月の初日に立ち上げて、それで、その議会中に結審したというような自治体もありましたので、それは可能だというふうに私も河野委員と同じ意見であります。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。



### ○委員（竹中悟委員）

このことにつきましては、本来であれば町長諮問で特別委員会ができるというのが本当は本筋なんです。やはり構想を考えた中で議員も共に考えてくださいという意味で。だから内村委員がまさしく出されたんですけど、本当を言えば、町長が町長諮問として議長の方をお願いして作ってくださいというのが筋なんです、これは。未だに町長からこれは9月に出るかどうかわからないんですけど、そういう話し合いがあってないってことであれば、やはりこの時期を見て大体9月の定例会で前もずっと作ってるんですよ。そしていろんな審査事項が多い。事前審査ということに気にするのであれば、この題名を、まちづくりとかいろんな風に変えてもいいわけですね。そして内容については基本構想の話をする。まちづくりについては常に私たちは考えておかななくちゃいけない部分ですから。それについて事前審査ということに気にされるのであればそういう方法もあるんだ。ただ基本的な考え方は何回も言うように、私は作るの賛成です。そして町長から諮問を受けるのが本当。重要な問題があったときには、今まで過去、何にしても、この庁舎を造るときも、約33年前に庁舎特別委員会というのも諮問されたんです。町長から。土地利用についても町長から諮問された。ずっとそういう形で町長諮問で特別委員会を作ったケースが今までもものすごく多い。重要案件に対しては。ですから筋道とすれば本当はそれだと思うんですね。時期的には12月で遅いから、良かったら私も9月がいいなとそのように思っています。

### ○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

### ○委員（中村美穂委員）

様々な意見をお聞きすると町長諮問がいいんじゃないかという意見もありますし、内村委員の方から作るべきではないかという、この間全協で提案があって、今日の審議になってるかと思うんですけども、その議案に上がる前に会議が必要なのであれば、9月7日に諮問するというのも考えて、12月に間に合うのであれば12月でもいいのかもしれないんですけども、そこを私がちょっとすいません勉強不足で分からないところもありますので、議案として上がる前に特別委員会が必要なのであれば、当然9月に特別委員会の設置をすべきではないかと思うんですが、そこを少し教えていただけませんか。ですから過去においては9月に設置されて10月に特別委員会があったという報告を聞いたと思うんですけども、同じようにするのであれば、9月に設置する必要があるんじゃないかというところなんですけれども。

### ○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

### ○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

今、各人から提案の時期についてお伺いしてきたんですが、9月で適当だ、9月でも良いというような方が4名いらっしゃる。12月というのが1名いらっしゃいますので、統一できれば発委でできるんじゃないかなと。もしできなければ発議の形に全協で議長がまとめていただく形になろうと思うんですが、浦川委員、どうでしょう。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私も何が何でも12月と言いよるわけじゃないんですよ。あくまでもこの12月に出される議案の中身についてその前に審議ができるのか。これはあくまでも公開せんばいかんわけですから、その中身については逆に触れられんわけですよ、事前には。それが事前審査の制限になってるんだと思うんですね。だから会議の公開と議事の公開ができた上で、そういうものがやっていけるのかっていうのをちょっと心配したもんですから、そこが問題ないですよということを皆さん言っていただければ、私は9月でもいいわけですから、そこだけです。そこだけ何がなんでも12月にしてくださいというものではありませんので、そこは是非お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ですから何回も申し上げるように町長諮問にしてもらえばいいんですよ。だから議長と話し合っていて、議会運営委員会の今までの状況からいっただらと町長諮問をやってるから、今回もやってくださいと言えば事前審査にも何もならないわけですね。町長諮問だから。だからそういう形を取るのが私はベストだと思う。本来であれば町長から申し出があって、9月の定例会で町長からの依頼で全協を開いていただいて、そこで町長の諮問という形、これがやっぱり一番ベストであると私はそう思います。ただ、今言われることに対して、私も9月で作るとということについては全く異議はありません。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私はやっぱり提案される議案には触れられないというふうに思うんですよ。先程町長諮問であっても町長はそこで提案をすればそこから入れると思うんですけども。私が必要だと思うのはやっぱり過去の計画、今現在進行中の計画がどうなのかという総括をずっとしていくことで、新たに提案される部分が非常に明確になってくるといいますか、非常に議論がしやすくなるんじゃないかと。事前に今の現在の計画を調査するというふうな目的があれば、9月からの特別委員会があった方がスムーズにいくんじゃないかなと思いますんで、私もタイミングとしては9月からの方がいいかなと思ってます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員から事前審査が心配なので自分としては12月で表明したけども、その点で

なければ9月でもいいんだというそういう話でございますので、今、河野委員からも先程もありましたけども、現在の基本構想はあるわけですね。これは来年3月まで生きておるわけです。総合計画も生きてるわけです。だからそれ辺りの検証しながら時期第6次に本当はなるんですが、6次の基本構想がどうあるべきかですね、その辺りはその前には触れることできませんので、現在の状況を踏まえて調査研究しながら特別委員会設置は可能ということの解釈に立てば、事前審査に当たらないという解釈も出てきようというふうに思うんですね。そういうことで9月でも良いという御意見でございますので、そうなりますと議会運営委員会の発委でできるということになろうと思うんです。そういうことで提出時期については9月に行うということを決めていいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、その旨9月1日の全協には御報告を申し上げるということで、この件については終わりたいと思うんですが、ただ委員長、副委員長の選出がまだ残っておりますので、発委であれば一つの案をどこの時点でしていくのかという、全協に振って議長の下にあと委員長、副委員長の互選とか、その辺りは触っていただければいいのじゃないかなということも、これはちょっと先走って心配ですけど、設置をするということで、発委はもう間違いなく9月議会の最終本会議に提案するということがいいでしょうか。

竹中委員。

#### ○委員（竹中悟委員）

僕も何回もこだわるんですけど、最終的に町長諮問が出てこなかったら僕は発委でいいと思うんですよ。これは町長諮問でなんで特別委員会を作るかっていうことになると、中の資料とかいろんな審査の資料なんか、町長諮問だったら一緒に作っていこうということですから、12月に基本構想を作り上げるために皆さんの意見を聞きながら、そして作っていこうという意味がちょっと違うんですね。中身の審査と基本構想を作って行って12月に出しますよと。それを作るまでの今たたき台を作っているはずですから、それについての足りない分とか、いろんな必要な部分を議会の知恵も借りてやってくださいという意味での特別委員会を、今までは作っとったと私はそういうふうに認識してる。だからそうすると資料提供とか、私たちが特別に発議でつくって、その資料なんかを今度は審査するときには、逆に言ったら事前審査とかなんとかにも当たってくる可能性はある。しかし向こうが一緒に作りましょうという形の資料提出であれば、事前審査でも何でもないということですよ。だから本当を言えば、私は町長が今度の9月定例会で全協を開いていただいて諮問をしていただくという形の方が一番良い。しかしそれがないという場合は、もう先程委員長が言われる9月の発委でいくと。そういう方法を取った方が私はベストだと思うんですよ。

#### ○委員長（岩永政則委員）

今日の段階で議案にしたのは、冒頭に申し上げましたように、議長から文書をもって委員長宛てに設置について検討をお願いしたいと、検討してくださいと言う要請があり

ましたのでそれを受けて今しております。それが1つですね。何回も今、竹中委員がおっしゃるように、町長諮問の形で町長から一言依頼があれば一番ベストじゃないかということもございます。今日の段階ではそれがありませんので、あとで議長が意見交換されて、基本的には議長の意向を酌んで検討した結果、設置するという事。それから9月の定例議会に提案をします。それも全会一致の発委で最終本会議で提案するという事でいいでしょうか。再確認です。いいですね。12月、これは一般質問の中での今までの町長の考え方が全部に披歴されたのが、12月には議会に提案を申し上げますという議事録あるとおりで。それがありますので12月に提案がされるということですから、それから中身の審査に入っていくわけですから9月にしてもですね。であればその3月の末をもって答申をしていくということで、特別委員会としては議長に答申をしてそれが執行側に通知がされると。議長を通じてですね。ということの手続きになりますので3月までになるんじゃないでしょうか。結審まで。それで3月の定例議会で議決をするわけですので、それを受けて通知を議長から執行側にします。期間は審査終了まで。  
竹中委員。

**○委員（竹中悟委員）**

さっきの話を蒸し返すみたいだけど、発委で出すと決定したということなんですけど、僕が言ったのは町長諮問がない場合、今のところはないでしょうけど、ない場合はもちろんそれでいいけど、もし出た場合はそちらを僕は優先すべきだと言ってるんですよ。

**○委員長（岩永政則委員）**

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

確認をいたしますけども、まず町長と議長と協議をしていただいて、町長の方が何かのコメントがあればそれを受けて当然その手続きに入るわけですが、今日決めたようなもので動いていくと。いずれにしても発委になっていくという意見でございますので、9月の会期の最後の日に提案をします。いずれにしてもいいですね。

（「異議なし」の声あり）

そういうことで決定をさせていただきました。

その旨、今度は発委になれば、それだけの議案も作って1日の全協には諮って、報告をして、こういうもので9月15日の最終本会議には提案しますよという周知徹底を踏らないかんわけですね。だからできればそういう全協の中で私のいらん心配かもしれませんが、先程言いますように委員長とかなんとか、もう事前に協議をしとって、本会議ではもう形だけで委員長、副委員長の選出は終わるといような形になっていくだろうと思いますので、十分事務局含めて検討された方がいいんじゃないかということで、付け加えておきたいというふうに思います。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

委員長とかについては、今までの慣例でいくと副議長が委員長をやってるんですよ。こういう特別委員会のときにはね。そして副議長がやって、副議長がやりやすい人を副委員長にしてやってるとというのが、大体今までの慣例ですよ。一応付け加えておきます。

○委員長（岩永政則委員）

議長の方で全協を采配していただくようお願いをして、この議題については終わりたいと思います。1時半から再開したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

（休憩 12時17分～13時30分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行いたいと思います。前回の委員会の中で、全員での審査をしておる8市町、別表にありますようなことで状況を把握をして、調査してくださいということがありましたので、調査が終わっております。それにつきまして事務局から説明をさせますので、まずお聞きをいただきたいと思います。

青田議事課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

それでは説明をさせていただきます。前回の議会運営委員会の際に全議員で審査をしてる所を調査してくれということだったんですけども、資料としましてどういったという提示がなかったものですので、会期日程の方を調べさせていただきました。1枚目にある4市町につきましては、こちらの方が会期日程の方が無かったものですから、会議録の方から抜き出して作成をしております。まず対馬市につきましては、2月28日から3月5日のうちの4日間ということで、予算審査特別委員会というのを実施されております。決算につきましては、閉会中の継続審査ということで10月7日から9日。それで認定につきましては12月議会でやっております。あと小値賀町が予算が3日間、決算が2日間。東彼杵町につきましては連合審査会ということで予算の方が1日間、決算の方が決算特別委員会ということで1日間。佐々町につきましては予算については本会議での即決ということと、あと決算につきましては6日間ということになっております。2枚目以降につきましては、それぞれの予算決算、3月議会、9月議会の分の会期日程等を裏表につけており、基本的に表が3月議会分、裏が9月議会分になっております。一番後ろの新上五島町につきましては、1枚に収めきれませんでしたので、3月分で裏表1枚と9月分で裏表1枚になっております。それと西海市につきましては特別委員会方式ということではなく、常任委員会で議長を除く全員で審議ということになっておりますので、そちらも参照につけております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

会期等についてのみ調査をしましたということなんですが、いろいろ御質問もあらうと思いますけども、何かございませんか。うちの場合の総務常任委員会での審査の状況

と、全員で特別委員会をして審査したものがこれですので、これを念頭に置きながら比べていただくと日程的にはそう変わらないような感じするんですけども、うちの場合は非常に真剣にその調査を今まで過去はいただいたというものはもう他の市町に比べて、本当に自負すべきものかもしれません。一方では、何かお感じのことございませんか。

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

感想として、うちと比べたらかなり短いですよ。2日間で終わってる所もあるし。特別委員会です。これ何時から何時頃まで終わってるのか、この委員会が午前中で終わってるのか。あるいは4時とかそこらで終わってるのか。そこもちょっと気になるところではあるんですけどね。もしお分かりでしたら、そこまで把握されてますか。

**○委員長（岩永政則委員）**

青田課長。

**○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）**

議事録を見た限りの4市町分につきましては、基本的に10時ぐらいからという所が多く、一日中されてる所もありました。終わりについては、ちょっと時間等は覚えておりません。例えば、小値賀町の8日の日の議案説明と予算特別委員会は、その議案説明が終わったあとに委員会をやってるということで、こちらの方は半日になっております。

**○委員長（岩永政則委員）**

10時ぐらいから何時ぐらいまでか分かりますね。開始は10時ぐらいからということで。内村委員いいでしょうか。ほかに何か。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

感想ですけど、もし全員参加の特別委員会審査でやるとするなら、私は比較的対馬市の議会運営日程の方が良いかなと。予算特別委員会も4日間の日程を確保する。決算については閉会中の継続審査ということで一定時間を確保するという形で取られていますんで、ここがやっぱり1日、2日で時間を区切って終わらせるというのが非常に審査する側も追われてしまうんで、一定これぐらいの時間を取るというのがいいのかなというふうに思います。あと、分からないとは思いますが、壱岐市は3月で予算特別委員会が3月15日にあってるんですけど、その裏のページの9月の決算のときにも9月18日に予算特別委員会が入ってるんですけど、これ補正か何かを審査してるのかな、ちょっとそこがもし分かれば教えていただきたいと思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

青田課長。

**○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）**

ちょっと記憶は定かではないんですけども、補正予算について特別委員会で審査してる市町はありました。

## ○委員長（岩永政則委員）

ほかにございませんか。いいですか。ないようでしたら一応この8市町が、一覧表でも出ておりますように、やっておられるということで今報告もありました。そういうことでこの状況を念頭に置きながら、次の協議に入っていきたいというふうに思いますけれども、もうずばり申し上げまして前回の全員協議会に報告を申し上げて、いろいろ意見を出していただきました。主に2、3点が出ておりましたけれども、1つは、12月の補正から是非審査ができるような体制を協議いただきたいというのが1つ。それからもう1つは、全体で全員で協議ができるようにと。吉岡委員から前の全協のときもそういう御意見があっておりました。前回の委員会でも、是非全員が分科会じゃなくして全員で是非できるように検討いただきたいという要望、意見がなされてきたのが前回の全員協議会でした。そういう意見なりあるいは今日の調査の報告、こういうものを踏まえまして全体でやるというのは、吉岡議員の考えは特別委員会をして分科会じゃなく全員でやればどうかというような趣旨の全員というふうに私は理解をして、それしか全員はできないわけですので、組織ができて初めて付託ができるわけですから、その中で手段として全員でやって欲しいというような要望等も出ております。そういうことからみんなの意見を聞いて再度検討し直すという意味も含めて全協で報告してまいりました結果がそういうことであるので、今から協議をいただきたいと思っておりますが、もういろいろ決める時期にもあろうというようにも感じるわけですので、まず第1点は、この前からちょっと出ておりました私が提案を申し上げたいということは、ちょうど同じような考えで予定とか記載をしておりましたが、1つは予算決算の審査に全員が直接関わるというのが大きな目的で今まで議論をしてきたわけです。したがって、もう9月は当然できませんので、浦川委員の提案は9月からというような提案があったんですけども、それはもう不可能です。そういうことから先程言いますように、全協でも12月の補正から是非というようなそういうこともありますので、12月の議会から実現できるような意思統一を図っていただければどうだろうかというのが1つございます。それともう1つは、先程言いました全員で協議ができるような、審査できるような体制をとることの実現からいけば、特別委員会を設置した中の全員でやるという意味で捉えておりますので、そういう実現が必要なかどうか。この辺りの御議論を。これが2つ。2番目の全体でやっていいんじゃないのということにもしなれば、あとの今までいろいろ前回まで議論してまいりました組み替えの産業委員会が多いとか、少ないとか、総務委員会が少ないとか、多いとか、そういう議論は一切なくなってしまうと。全部でやるわけですから。そういうことで、もしこれが全体でやらないとなれば、その辺りの見直し議論をしていただかんといかんのかなというふうに思いますけれども。まず2点。12月から取り組むと。その方法は全員で審査をするというようなそういうものが実現できればどうかというふうに考えておりますので、その辺りからちょっと御議論いただければというふうに思います。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

12月ってどなたから出たのかな。僕はちょっと記憶にはあんまりないんだけど。12月の補正からやるという意見はどなたから出たのか。僕は聞き漏らしたかもしれない。

○委員長（岩永政則委員）

安藤議員から出ました。前回の休憩か分かりませんが、竹中委員からも3月というのは12月でもいいんじゃないかという話も言われておった経過は私も記憶しておりますけどね。誰から言ったかというのは、安藤議員から提案があったということです。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。次に前回の全員協議会でも意見が2、3点出まして、12月には方針を云々とか、あるいは全員でやった方がいいんじゃないかとか、そういう御意見もございました。方式としては、再度検討いただくわけですけども、特別委員会方式とか、分割付託方式とか、あるいは従来どおりでいいとか、あるいはそれに加え全員でやった方がいいとか、分科会方式がいいとか、そういうこともあろうというふうに思いますけれども、皆さんの御意見を伺いたいと思います。いかがですか。4つないし5つの方式等は申し上げましたけれども、御意見ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

明確に、現状のまま、特別委員会の全員でやる方式、特別委員会の分科会方式、あと既存の常任委員会の分割方式の4つで、先程出た今の各常任委員会の委員の意見も、この4つの案でどれがベストかということを知るところを、次回までに結論を出すようにした方がいいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

それでは今、御意見がありましたが、4つの方式等について今後検討するという。常任委員会等の意見も聞いてみるということで、もう少し時間を取って検討を再度またすると。次回の議会運営委員会を開催するというので御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をさせていただきます。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

それでは以上をもちまして本日の議会運営委員会の全日程を終了いたします。お疲れさまでした。



(閉会 15時06分)